

外国免許を日本免許に切り替える方へ

令和3年11月8日現在

外国の免許を日本の免許に切り替える場合、受けようとする免許の種類について自動車を運転することに支障がないかどうかを確認するものです。

この手続きは次の方法で実施していますのでご注意ください。

1. 受付

予約が必要です。

月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日の間を除く）の
午前 8時30分から午後 5時00分の間に

0744-25-5224（運転免許課試験係）へ電話予約してください。

予約された日時に運転免許センターへ来所し、必要書類を提出していただきます。

2. 受付場所

橿原市葛本町120-3 奈良県警察本部運転免許課 試験係

3. 受験資格

- (1) 申請日に受けようとする免許種類の受験資格年齢に達していること。
- (2) 外国免許取得後、免許発給国に3ヵ月以上滞在していること。
- (3) 日本で無免許運転違反、免許の取消し、など法令に違反をしていないこと。

4. 申請に必要なもの

(1) 外国免許

外国免許証に**交付日（更新日を含む）が明記**されていないと、免許取得後の運転経験が確認できないため手続きできない場合があります。

(2) 外国免許の翻訳文（次のいずれかの機関で日本語に翻訳したもの）

翻訳先

- ① 発給国の大使館、領事館
- ② 日本自動車連盟（JAF）
大阪支部 茨木市中穂積2-1-5 TEL 072-645-1300
- ③ ジップラス株式会社（ZIPLUS Co., Ltd.）
<https://ziplus.jp/translation> TEL代表 03-6261-6010

(3) 住民票

申請前6月以内に発行された**本籍地**の記載されたもので、**公印**が押印されているもの。

外国人の場合は、**国籍、在留資格、ビザ**が記載され、**公印**が押印されているもの。

ただし、住民基本台帳法の適用を受けない者の場合は「旅券」、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（「旅券等」）。

※ 査証（ビザ）が切れている人、申請中の人は受付できません。

(4) パスポート

本邦へ上陸、出国及び帰国の日が確認できるもの。

（何冊もお持ちの方は、すべて持参してください。）

発給国滞在日数3ヵ月及び1年を出入国スタンプで確認出来ない場合、必ず疎明資料必要（出入国記録証明書等） ※不明な場合必ず電話で確認をしてください。

(5) 試験手数料

申請する免許種類ごとに手数料が必要です。

(6) 写真

申請前6月以内に撮影した縦3cm×横2.4cmの大きさの写真1枚

(7) 日本の免許証、国際免許証をお持ちの方は必ず持参してください。

(8) 眼鏡等

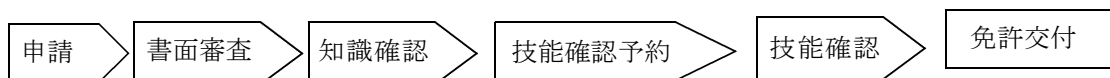
裸眼視力が基準以下の方

(9) その他

審査状況により疎明資料を求めることがあります。（運転経歴書・出入国記録証明等）

※ 日本語が話せない方、読めない方、書けない方は、かならず**通訳を同伴**してください。

5. 申請から免許証交付までの流れ



試験車使用料必要

* 免許証は発給国により知識確認、技能確認が免除される場合があります。

☎ 0744-25-5224

※ お問い合わせは、運転免許課 試験係 FAX 0744-24-9369 へお尋ね確認ください。